

# 丸わかり

# 労働法制

# 最新トピックス2019

近年、「働くこと」をめぐる法制度は、めまぐるしく変化を続けています。2018年～2019年だけでも、労働基準法・労働安全衛生法など労働法制の中心を支える基本法が次々と改正され、「労働施策総合推進法」という聞き慣れない法律名も登場しました。

そして現在も、政府には労働関係のテーマを扱う有識者会議が数多く設置され、日々、様々なテーマが議論されています。

秋の基礎講座では、このように変化を続ける労働法制の動きの中から、注目すべきいくつかのテーマを選び、最新の情報を解説します。今回の講座を通じて、「何が、どう変わったのか」「いま、どんな議論がなされているのか」を知っていただきたいと願っています。

労働法は、あくまで「働くあなた」のためにあります。

この講座で、「今後、労働法制をどう変えてゆくべきなのか（あるいは変えるべきでないのか）」を、一緒に考えてみませんか？

なお、手話通訳ご希望の方は10月8日までにご連絡ください。



時間：18：30～20：30

参加費：1回1000円

(当日いただきます)

会場：エル・おおさか 南72

大阪市中央区北浜東3-14

電話 06-6942-0001

京阪・地下鉄「天満橋駅」西へ300m

準備の都合上、お申込くださいますようお願いいたします。

メールでのお申込は

[lala-osaka1975@nifty.com](mailto:lala-osaka1975@nifty.com) へ。

第1回 10月23日(水)

「兼業・副業」

講師：奥山泰行 弁護士

今まで長い間、「働く」といえば、通常は一つの会社に雇われて働くことが想定されていました。ところが政府は近年、「兼業・副業」という形で働く人を増やそうとしています。その狙いはどこにあるのでしょうか。また、それは労働者にどのような影響を及ぼすことになるのでしょうか。

第2回 10月30日(水)

「過労死問題」

講師：喜多鉄春 弁護士

「働き方改革関連法」の中心的なテーマの一つは、「長時間労働の防止」でした。その背景には、「過労死」の問題がありました。労働者が「過労死」したとき、遺族はどうすればよいのでしょうか。そもそも、「過労死」はなぜ起こるのでしょうか。それをなくしてゆくためにはどうすれば良いのでしょうか。

第3回 11月6日(水)

「ハラスメント法制」

講師：友弘克幸 弁護士

労働相談の現場では「パワハラ」「セクハラ」など、「職場におけるハラスメント」の占める割合がきわめて大きくなっています。日本では、2019年国会でハラスメントをめぐる新たな法律が成立しました（「パワハラ防止法」と呼ばれることもありますが、正しくは「労働施策総合推進法の改正」です）。第3回は、この法律の概要を紹介しつつ、今後の課題について考えます。

## 参加申込書

大阪労働者弁護士 宛 (FAX 06-6364-8621)

下記のように参加を申し込みます。(○をつけてください)

| 第1回 | 第2回 | 第3回 |
|-----|-----|-----|
| ○   | ○   | ○   |

所属 (個人の方はご住所) \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_

緊急時連絡先 \_\_\_\_\_



\* 特に関心のある点、お聞きになりたい点などをご記入ください。